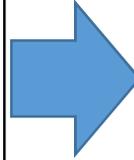


災害発生時からの主な行動について（フロー図）

00

議会支援本部	<ul style="list-style-type: none"> ・議会支援本部を設置する。 ・本部長（議長）及び副本部長（副議長）は市庁舎に登庁する。 ・災害情報の収集を開始する。 	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部等や各議員からの災害情報の収集を行う。 ・各議員から提出される市対策本部等への要望等を集約する。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各議員に災害情報を提供する。 ・集約した要望等を市対策本部等に伝える。 <p>【緊急連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は必要に応じて、緊急連絡会議を開催する。
議会運営等	<p>【開会中の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長又は委員長は会議を暫時休憩等とする。 ・議長又は委員長の指示により、議会事務局が傍聴者等の避難誘導等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営については、緊急連絡会議において調整を行った上で、議会運営委員会において協議する。 ・緊急連絡会議では、以下の事項の調整を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①会議日程の変更に関する事項 ②当該災害への対応に係る臨時会議に関する事項 ③現地調査に関する事項 ④要望等に関する事項 ⑤その他必要と認められる事項
各議員	<ul style="list-style-type: none"> ・安否等の情報を速やかに議会事務局に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長や会派から登庁要請があるまでは、地元で待機し、地域の災害情報を収集するとともに、災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。 ・議会支援本部に地域の被災状況等の情報を提供する。 ・議会支援本部との連絡手段及び市庁舎までの登庁手段の確保に努める。



議会運営等の正常化



※時間軸は目安であり、災害の種類や規模等により変化する。